

第54回マーチングバンド関東大会実施要項 更新一覧 2019年7月23日

実施要項の内容を更新しました。変更・追記部分の一覧です。必ず御確認下さい。

ホームページの実施要項欄に最新版（2019年7月23日改訂 表紙記載）を掲載しました。

尚、P5.に「楽譜の複製・コピーについて」の注意が加わりましたのでご一読ください。

●P3. 資格Ⅱ（1）④プリントアウトし原本で提出するもの 文言の追加

・特殊効果使用申請書及び現物の写真もしくは図面 （10月11日までの申請は認める）

●P4～5. 大会における著作権について 全文見直し 楽譜の複製・コピーについて追加

大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。以下の事項はあくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

（音楽著作権使用許諾申請）

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

① 市販の楽譜を指定の編成で利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

※ 市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する領収書等のコピーを添付して提出していただきます。（スコアの表紙を添付する必要はありません）
日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

② 市販の楽譜をアレンジして利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど指定の編成を変えて利用する場合は編曲使用許諾が必要です。

③ 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がある

※ 上記②③の場合は団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

尚、著作権は著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します（戦時加算）。著作権の有無は著作権管理団体（JASRAC・日本音楽著作権協会ほか）が公開している楽曲データベースを参照するなどしてお調べください。

使用料金の金額並びに支払い方法を提示されることがあります。

使用許諾を証明する書類を提出してください

尚、著作権を所有している出版社によっては公式の許諾書式がない場合もありますが、その場合は著作権所有の団体出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収証等（コピー可）を添付してご提出ください。

④ 自作曲を利用する.....音楽著作権使用許諾申請の必要がない

問い合わせ先：日本音楽著作権協会(JASRAC)

TEL: 03-3481-2121 <http://www.jasrac.or.jp>

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

上記の申請は参加手続き締め切り日までに申請が終了している事

(楽譜の複製・コピーについて)

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたり、プリントアウトをして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC ほか）にお問い合わせください。

※社会人の活動は勿論、学校の部活で利用する場合でも著作権者の許諾が必要です。

※JASRAC の管理曲については、複製部数が 100 部までの場合、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 1,600 円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1 曲につき歌詞・楽譜それぞれ 400 円（消費税抜き）となる減免措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減免措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

楽譜のコピーについて不明な点は

日本音楽著作権協会（JASRAC）出版課 03-3481-2170 にお問い合わせください。

楽譜コピーに関する情報は、以下の Web サイトに掲載されています

楽譜コピー問題協議会（CARS）<https://www.cars-music-copyright.jp>

●P6. 事務連絡 文言の追加・変更

入場券の販売 販売方法 加盟団体用前売券 締切例外に長野県を追加

前 売 券 ①関東支部で購入＜郵便振替口座に払込＞

加盟団体:2019年9月2日（月）より2019年10月4日（金）必着

長野県・神奈川県・山梨県の団体のみ10月16日（水）まで受け付けます。

プログラム 作成部数変更 作成部数 8,000部

記録 文言追加

会場内における一般観客及び構成メンバー等による写真撮影は一切禁止する。（観客ロビーを除く）

●P7. 都県別出場枠 数値追加

マーチングバンド部門 都県別出場枠

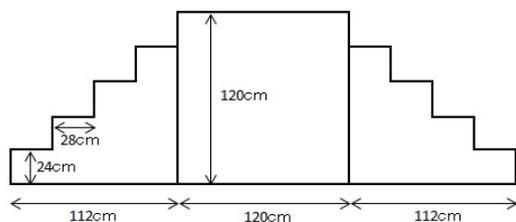
	小学生	中学生	高等学校	一 般	合 計
茨 城	4	1	2	1	8
栃 木	2	1	1	1	5
群 馬	2	3	2	1	8
埼 玉	6	6	2	2	16
千 葉	0	4	6	0	10
東 京	1	1	4	3	9
神奈川	13	3	4	4	24
山 梨	0	1	1	1	3
新 潟	1	0	1	1	3
長 野	4	4	1	1	10
合 計	33	24	24	15	96

※幼保： 茨城県 2団体 ・ 栃木県 1団体 ・ 山梨県 1団体

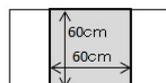
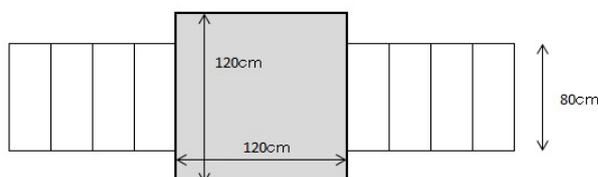
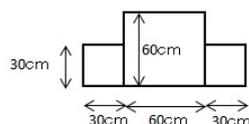
●P9. 演技フロア図 指揮台大きさ図 追加

指揮台の大きさ

指揮台【大】 ※正面演技ライン側



指揮台【小】 ※向正面側



●P12. 実施規定 3. 演技 (2) 入退場② 変更

② 構成メンバー、登録引率者、補助スタッフは係員の合図に従って入場し、演技終了後は速やかに退場すること。(登録引率者と補助スタッフは演技中、指定された席で待機)

※ 入場にかかる時間は安全を最優先し1分15秒を目安にセットアップ完了すること。退場時間は1分を目安にすみやかに退場すること。